

須坂市農業委員会 令和元年 12 月総会 議事録

1 招集 令和元年 12 月 25 日(水) 午後 3 時 00 分

2 開会 令和元年 12 月 25 日(水) 午後 3 時 00 分

3 閉会 令和元年 12 月 25 日(水) 午後 4 時 05 分

4 場所 須坂市議会第 4 委員会室

5 出席した農業委員 (14 人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	谷口みづ子	推進委員	15 番	竹前清孝
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	7 番	斎藤 稔	〃	16 番	小林郁雄
農業委員	1 番	坂本正雄	〃	8 番	山岸和人	〃	17 番	市川和志
〃	2 番	茂木 都	〃	9 番	中村嘉博	〃	18 番	小林英次
〃	3 番	中澤秀樹	〃	10 番	宮尾哲雄	〃	19 番	神林秀明
〃	4 番	小林 昇	〃	11 番	春原 博	〃	20 番	豊田耕一
〃	5 番	長野 衛	〃	12 番	平野 正	〃	21 番	依田浩明

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利移動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号(2 アール未満の届出)の規定による届出について

決議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 12 月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、宮尾農業委員から遅れる旨の連絡がありましたが、農業委員総数 14 人中過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立をご報告いたします。

なお、農林課の横田補佐が他の業務のため欠席との連絡をいただいています。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 どうもご苦労様です。年の瀬も迫り大変お忙しいなか、また、寒いなか 12 月総会にご参集いただきましてありがとうございます。今年の総会が本日になりますけれども議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

それではさっそくですが、12 月総会に入らせていただきます。

12 月提出分の 4 議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、7 番 斎藤 稔委員、8 番 山岸 和人委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 28 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、推進委員さんで補足説明がございませうか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、採決を行います。議案第 28 号の 1 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 28 号の 1 件については、許可と決定しました。

次に、議案第 29 号の「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、採決を行います。議案第 29 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 29 号の 1 件については、意見可と決定しました。

次に、議案第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 3 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
 ございませんか。

3 番 №3 ですが、14 ページを見ていただきたい。この申請地は集落の中にあって道路に囲
 まれています。どうしてこれで 10ha 以上規模の一団の農地の区域内にある農地といえる
 のですか。2 種農地ならわかりますが。

事務局 道路の分断要因といたしましては、中央分離帯がある道路が分断要因となります。
 14 ページの申請地の北側に農地が広がっていきまして、道路は分断要因とはなりません
 ので、1 種農地という判断をさせていただきました。

3 番 でも集落の中ですよ。しかも申請地北側はバスも通っていてセンターラインもありま
 す。これで 1 種農地というのは納得がいきません。

事務局 センターラインがある道路ではなくて、中央分離帯のある道路が分断要因になるん
 です。ですので、この申請地周辺は分断要因が無いということで 1 種農地という判断をし
 ました。そして、この案件については、長野地域振興局にも聞いてこれは仕方ないとい
 うことで 1 種農地扱いとしました。

3 番 まわりを見ても住宅だけです。10ha 以上の優良農地があるのが 1 種農地になるん
 です。中央分離帯がなくても住宅で分断されていて、どう見ても 10ha 以上の優良農地が
 あるとは言えないと思います。20 番さんに聞いてみてください。

20 番 この場所はほとんど屋敷が主です。1 種か 2 種というのは思案中です。
 事務局 長野地域振興局では、1 種農地という判断ですのでご了承いただくしかないと思います。
 3 番 県の見解を聞いて決めるのであれば市の農業委員会の審査は必要なくなってしまう。
 事務局 この件については、県の担当者に須坂市農業委員会の総会では 2 種農地ではないかとい
 うことで判断をしましたということで意見書を送付したいと思います。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 ほかにないようですので、採決を行います。議案第 30 号の 3 件について、意見可と決
 定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 挙手全員であります。よって議案第 30 号の 3 件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
 集積計画の決定について」申請件数 22 件を議題といたします。
 最初に、№1 の 1 件について審議いたします。
 事務局の説明を願います。
 (議案書に基づき朗読、説明。)

説明員 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 議長 ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
 ございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。
 ないようでありますので、採決いたします。
 議案第 31 号の №1 の 1 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 挙手全員であります。よって議案第 31 号の №1 の 1 件については、決定とすることに
 決定しました。

議長 次に、№2 の 1 件について、審議いたします。
 この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号
 20 番 豊田耕一委員の退席をお願いします。
 なお、議決後は着席を認めます。
 それでは、事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
 ございませんか。
 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。
 ないようでありますので、採決いたします。
 議案第 27 号のNo.2 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 挙手全員であります。よって議案第 31 号のNo.2 の 1 件については、決定とすることに
 決定しました。
 それでは、豊田耕一委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第 31 号のNo.3 からNo.11 までの 9 件について、審議いたします。
 事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ほかにないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いいたします。

15 番 No.6 とNo.7 ですが、利用権設定する土地は遊休農地になっていまして、借受人が借りて
 遊休農地を減らしたいということですのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかにないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑
 意見はございませんか。

6 番 No.6 とNo.7 ですが、借受人の年齢が 82 歳ですが、息子さんも一緒にやっっていっしや
 るんですか。

説明員 おっしゃるとおりです。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

16 番 No.6 とNo.7 ですが、息子さんも一緒にやっているということでしたが、借受人が亡く
 なると権利がなくなってしまうですね。

説明員 法律上はそのとおりですが、この 2 件とも貸付人が親戚ということですので、借受人
 が亡くなった時にもめることはないのではないかと思います。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。
 議案第 31 号のNo.3 からNo.11 までの 9 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは
 挙手願います。
 (賛成者挙手)
 挙手全員であります。よって議案第 31 号のNo.3 からNo.11 までの 9 件については、決
 定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第 31 号のNo.12 からNo.20 までの 9 件について、審議いたします。
 事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いいたします。
 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
 ございませんか。
 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。
 ないようでありますので、採決いたします。
 議案第 31 号のNo.12 からNo.20 までの 9 件について、決定とするに賛成の農業委員さん
 は挙手願います。
 (賛成者挙手)
 挙手全員であります。よって議案第 31 号のNo.12 からNo.20 までの 9 件については、決
 定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第 31 号のNo.21 からNo.22 までの 2 件について、審議いたします。
 事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

16 番 No.21 ですが、譲受人の法人として所有している土地の面積と借りている土地の面積、
それと譲受人個人として所有している土地の面積を教えてください。

説明員 法人としての自作地が 9,452 ㎡、借入地が 213,200 ㎡、合わせまして 222,652 ㎡
です。個人としての面積は手元にないのでお答えできません。

16 番 今回、譲受人は法人で購入しようとしていて、前は個人で購入しようということも
あったんですが、何か理由があるんですか。

説明員 自宅の近くは個人名で購入し、自宅から離れている土地は法人名で購入するようにし
ているとのこと。

議長 ほかにないようでありますので、採決をいたします。
議案第 31 号のNo.21 からNo.22 までの 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さん
は、挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 31 号のNo.21 からNo.22 までの 2 件については、決
定とすることに決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 6 件、
報告第 18 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号(2 アール未満の届出について」報告件数 1 件
について、事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 質疑意見はございませんか。

12 番 報告第 17 号のNo.1 ですが、場所はどのあたりですか。

事務局 米持町のトヨペットとカミサワ時計店の裏側になります。

19 番 報告第 17 号のNo.1 ですが、私農地パトロールをやっていて、昨年まで A 判定をして
いた場所で、今年になって宅地の造成をしているんですが、この場所は運送業の方の造
成地になるんですか。

事務局 ○○の造成地は、○○が所有していた場所で、それより東の場所が今回譲受人でトラ
ックステーションを設置したいという場所になります。

議長 ないようでありますので、以上で報告を終わります。
次に、決議第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき説明。)

議長 質疑意見はございませんか。

3 番 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の記の 1 の中の「同第 33 条の議事録の公
表を適切に実施して」とありますが、これはどういうことなんですか。

事務局 須坂市の農業委員会では議事録を閲覧できるようにしていますし、ホームページにも
掲載していますが、たとえば都合の悪い内容は議事録に載せないとかそういうことがな
いように公表しなさいということだと理解しています。

議長 ほかにないようでありますので、採決をいたします。
決議第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、原案のとおり決す
ることに賛成の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって決議第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」
は原案のとおり可決されました。
これをもちまして、12 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員